

別府市ソーシャルメディアの活用に関するガイドライン

令和 8 年 2 月 Ver.1.0

別府市教育委員会

1. 目的

スマートフォンの急速な普及に伴い、ソーシャルメディアの活用も大幅に増え、コミュニケーションツールとして高い利便性を得ることができています。一方、世界中誰でも利用できるものであるがゆえに、悪意を持つ人との接触や個人情報の漏洩等、リスクが問題視されています。現実社会では、守るべき義務や心がけたい道徳がたくさんあるのと同様に、インターネットにおいても、ルールやモラル、マナーを守ることが大切です。

そこで、児童生徒がソーシャルメディアを適切に利用して、より豊かな生活と健全な成長につながるようガイドラインを定めます。

2. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、Facebook や Twitter(※注 現 X)等の SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージングアプリがあります。(平成27年度総務省情報通信白書から)

3. 実施事項

【児童生徒】

- ①ソーシャルメディアの有効な活用法や危険性を学ぶ。
- ②スマートフォン等の利用について、家庭で話し合ってルールを決めて、守る。
(例)・・・発達段階に応じて決める
 - ・午後〇時以降は特に必要のない限り、利用しない。
 - ・午後〇時以降は、スマートフォン等を部屋に持ち込まない。
 - ・スマートフォン等を使うのは、一日〇時間以内。
 - ・休みの日は、長時間利用することのないよう、一日の利用時間を決める。
- ③適宜チェックを行い、ルールを見直す機会を設ける。
- ④学校への持ち込みについては、学校の決まりに従う。
- ⑤安全に利用するために、フィルタリングを設定する。
- ⑥公共の場でのルールやマナーに気を付け、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」等をしない。
- ⑦自分はもちろん、友人・知人の個人情報に関する書き込みをしない。
- ⑧トラブルに巻き込まれたり、巻き込まれそうになったりしたときは、必ず親や先生等信頼できる大人に相談する。

【家庭】

- ①子どもと話し合っ、家庭におけるスマートフォン等の利用に関するルールを子どもに決めさせる。
 - ・子どもとよく話し合っ、なぜしなければならないかを考えさせ、子どもが納得して守れるルールをつくらせる。
 - ・大人の視線を感じられるルール・環境にする。
- ②フィルタリングを設定し、解除させない。
- ③子どもの利用状況を把握する。(利用時間、閲覧サイト、利用アプリ等)
 - ・大人が知らない世界をつくらせない。
- ④学校に持たせる必要が生じたときには、学校のルールを守らせる。
- ⑤研修会等に参加するなどして、ソーシャルメディアに関する情報を積極的に収集する。また、得た情報は子どもと共有する。

【学校】

- ①児童生徒にデジタルシティズンシップ(情報社会でICTを適切に使うための考え方と態度とスキル)に関する授業を行う。
- ②教職員自身がデジタルシティズンシップについて学ぶ。
- ③児童会・生徒会で話し合いを行い、「わたしの約束」を提案する。
- ④保護者等への啓発活動を推進する。
 - ・学校と保護者で連携し、保護者対象の研修会などを開催する。
 - ・学校だよりなどに啓発記事を掲載する。

4. 留意点(家庭・学校)

- 児童生徒と保護者と教員及び地域住民が、ソーシャルメディアについての利点や脅威について、情報を共有することが大切です。
- 児童生徒とよく話し合い、納得したうえでルールを決めさせて、責任を持たせて守らせることが大切です。
- トラブルがあった場合に、大人に話せる関係づくりをするとともに、児童生徒が主体的にトラブルにあわないようにしようとする取組をしましょう。
- 大人が知らない世界をつくらせないように、大人の視線を感じられる環境づくりをしましょう。
- 大人が、ソーシャルメディアが児童生徒の発達にどんな影響を及ぼすのかに関心を持ち、それを継続的に児童生徒に伝えることが大切です。
- スマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤーなど、インターネット接続が可能な電子機器も含めてルールづくりをしましょう。

※ 幼稚園児もこれに準じます。